

令和3年第4回川西町 議会臨時会会議録

令和3年5月7日 金曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
住民課長 近祐子君	福祉介護課長 原田智和君
健康子育て課長 金子征美君	産業振興課長 井上憲也君
農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君	地域整備課長 奥村正隆君
会計管理者・税務会計課長 有坂強志君	教育文化課長 安部博之君
農業委員会会長代理 新野勝廣君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 1 号)

令和3年5月7日 金曜日 午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第11号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任
- 日程第 4 発議第12号 広聴広報常任委員会委員の選任
- 日程第 5 発議第13号 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 6 発議第14号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任
- 日程第 7 選第2号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙
- 日程第 8 発議第15号 特別委員会の設置について
- 日程第 9 発議第16号 特別委員会の設置について
- 日程第10 議第27号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について

本日の会議に付した事件

日程第10まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第1 副議長の辞職

追加日程第2 副議長の選挙

追加日程第3 常任委員会委員の辞退

追加日程第4 発議第17号 閉会中の所管事務調査について

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

3番渡部秀一君、4番寒河江 司君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻を9時45分といたします。

(午前 9時34分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時45分)

◎日程の追加

○議長 休憩中、副議長の伊藤寿郎君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。地方自治法第117条の規定により、除斥のため、副議長伊藤寿郎君の退場を求めます。

(伊藤寿郎副議長 退場)

◎副議長の辞職

○議長 追加日程第1、副議長の辞職、これを議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

緒形事務局長。

(事務局長辞職願朗読)

○議長 お諮りいたします。伊藤寿郎君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、伊藤寿郎君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

伊藤寿郎君の復席を求めます。

(13番 伊藤寿郎君 復席)

○議長 伊藤寿郎君に申し上げます。副議長の辞職は許可になりましたので、告知いたします。

ここで、川西町議会運用例第15章第2項の規定に基づき、前副議長の伊藤寿郎君に演壇に登壇の上、退任のごあいさつをいただきます。

13番伊藤寿郎君。

(13番 伊藤寿郎君 登壇)

○13番 私より、副議長辞職の旨の許可をいただきまして、ごあいさつがてら、一言ごあいさつ申し上げます。

令和3年1月末臨時会におきまして、令和3年4月までの短い副議長職でございましたけれども、皆さんには並々ならぬご指示、ご声援をいただきまして、任務を全うすることができたことに大変感謝申し上げます。

今後とも、議員活動を通して、私自身、残りの2年間で頑張っていきたいと思っております。どうもお世話になりました。ありがとうございます。

○議長 前副議長の伊藤寿郎君には、大変ご苦労さまでございました。

◎日程の追加

○議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

副議長の選挙を追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前 9時52分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時24分)

◎副議長の選挙

○議長 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第1項の規定により、投票によって行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員数は13人であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第32条第2項の規定によって、開票の立会人に、1番井上晃一君及び2番遠藤明子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○議長 緒形事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票記載台において被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○議長 開票を行います。

井上晃一君及び遠藤明子さんは、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

であります。

有効投票中

橋本欣一君 4票

伊藤寿郎君 9票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第1項の規定により4票であります。

よって、有効投票の最多数を得た伊藤寿郎君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長 ただいま、副議長に当選されました伊藤寿郎君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長当選のあいさつ

○議長 伊藤寿郎君、副議長当選の承諾並びにごあいさつを、演壇に登壇の上お願いいたします。

13番伊藤寿郎君。

(13番 伊藤寿郎君 登壇)

○13番 新庁舎での初の臨時議会におきまして、皆様より川西町副議長のご推挙をいただき、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。休憩中にも、頑張れとおっしゃっていただき、後押しをいただいた先輩議員の方々にもありがたく存じます。

議員7年目にして、最年少議員ではございますが、頑張れと活を入れられ、私自身、任期中は鈴木幸廣議長をサポートし、皆様と共に尽力する覚悟でございます。今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、私からの副議長就任のあいさつと代えさせていただきます。

本日はありがとうございました。(拍手)

◎発議第11号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任

○議長 日程第3、発議第11号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午前10時46分)

○議長 会議を再開いたします。

(午前10時48分)

○議長 本職より、常任委員会委員について指名いたします。

総務文教常任委員会委員7名、淀 秀夫君、橋本欣一君、神村建二君、伊藤寿郎君、渡部秀一君、井上晃一君及び私、鈴木幸廣。

産業厚生常任委員会委員6名、高橋輝行君、伊藤 進君、島貫 偕君、吉村 徹君、寒河江 司君、遠藤明子さん。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、各常任委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 このたび私は、川西町議会運用例第7章第3項の規定により、総務文教常任委員会委員を辞退いたしたいと思えます。

お諮りいたします。この際、常任委員会委員の辞退を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題といたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の辞退を追加日程第3とし、議題にすることに決定いたしました。

本案は、私の一身上に関する事件であり、除斥に該当いたしますので、副議長と交代いたします。

(鈴木幸廣議長 退場)

(副議長、議長席に着席)

○副議長 議長と交代いたしました。引き続き議事を進めます。

◎常任委員会委員の辞退

○副議長 追加日程第3、常任委員会委員の辞退、これを議題といたします。

お諮りいたします。鈴木幸廣議長の常任委員会委員の辞退について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、鈴木幸廣議長の常任委員会委員の辞退については許可することに決定いたしました。

鈴木幸廣議長の復席を求めます。

(鈴木幸廣議長 復席)

○副議長 鈴木幸廣議長に申し上げます。常任委員会委員の辞退については許可されましたので、告知いたします。

議長と交代いたします。

(議長、議長席に着席)

○議長 副議長と交代いたしました。引き続き議事を進めます。

お諮りいたします。先刻、各常任委員会委員が選任されましたが、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、常任委員会に正副委員長を置くこととされております。

これより休憩に入り、休憩中に同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選、あわせて、先例による議会運営委員会委員等、各役職の選考についての協議のため、各常任委員会を開催いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会を開催することに決定いたしました。

なお、お諮りいたします。議会運営委員会委員の選出につきましては、先例により総務

文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広聴広報常任委員会の各常任委員会委員長3名と、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会より委員長を除き3名選出いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

それでは、各常任委員会の開催場所を私から指定いたします。総務文教常任委員会は第1委員会室、産業厚生常任委員会は第2委員会室、以上のおり指定いたします。

なお、初めての常任委員会でありますので、川西町議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選に関する職務は各委員会の年長委員が行うこととなっております。

また、役職の選出結果を私までご報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時58分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時23分)

◎総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 常任委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中に各常任委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、井上晃一君、同副委員長、渡部秀一君。

産業厚生常任委員会委員長、高橋輝行君、同副委員長、島貫 偕君。

以上のおりであります。

◎発議第12号 広聴広報常任委員会委員の選任

○議長 日程第4、発議第12号 広聴広報常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

広聴広報常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 1時24分)

○議長 会議を再開いたします。

(午後 1時26分)

○議長 本職より、広聴広報常任委員会委員について指名いたします。

広聴広報常任委員会委員6名、橋本欣一君、伊藤 進君、伊藤寿郎君、寒河江 司君、遠藤明子さん、井上晃一君。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、広聴広報常任委員会委員に選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、広聴広報常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

広聴広報常任委員会委員が選任されましたが、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、常任委員会に正副委員長を置くこととされております。

これより休憩に入り、休憩中に同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選についての協議のため、広聴広報常任委員会を開催したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、広聴広報常任委員会を開催することに決定いたしました。

それでは、広聴広報常任委員会の開催場所を私から指定いたします。開催場所は第1委員会室を指定いたします。

なお、初めての広聴広報常任委員会でありますので、川西町議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選に関する職務は年長委員が行うこととなっております。

また、役職の選出結果を私までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 1時29分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時54分)

◎広聴広報常任委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 広聴広報常任委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中の常任委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

広聴広報常任委員会委員長、橋本欣一君、同副委員長、遠藤明子さん。

以上のとおりであります。

◎発議第13号 議会運営委員会委員の選任

○議長 日程第5、発議第13号 議会運営委員会委員の選任、これを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第4条の2及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

お諮りいたします。高橋輝行君、橋本欣一君、神村建二君、伊藤 進君、寒河江 司君、井上晃一君、以上6名の方を議会運営委員会委員に選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に第1委員会室において議会運営委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 1時57分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時53分)

◎議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

議会運営委員会委員長、伊藤 進君、同副委員長、寒河江 司君。

以上のとおりであります。

◎発議第14号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任

○議長 日程第6、発議第14号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任、これを議題といたします。

本案は、置賜広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定により、置賜広域行政事務組合議会議員2名を選任するものであります。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の一部事務組合議員の選挙の方法に準じ、指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第4項の規定を準用し、本職が指名する方法によりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。置賜広域行政事務組合議会議員に淀 秀夫君、神村建二君を選任いた

したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、淀 秀夫君、神村建二君を置賜広域行政事務組合議会議員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました淀 秀夫君、神村建二君が議場におられますので、川西町議会運用例第4章第9項の規定を準用し、選任の告知をいたします。

◎選第2号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

○議長 日程第7、選第2号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙、これを議題といたします。

本案は、置賜広域病院企業団規約第5条の規定により、置賜広域病院企業団議会議員3名を選挙するものであります。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の規定により、指名推選の方法で行います。

また、指名推選の方法につきましては、同運用例第4章第4項の規定により、直ちに本職より指名推選いたします。

置賜広域病院企業団議会議員に、寒河江 司君、渡部秀一君及び私、鈴木幸廣、以上3名を指名推選いたします。

お諮りいたします。ただいま本職より指名推選申し上げた3名を置賜広域病院企業団議会議員の当選人にすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、寒河江 司君、渡部秀一君及び私、鈴木幸廣を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま当選人に決定されました寒河江 司君、渡部秀一君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項並びに川西町議会運用例第4章第9項の規定により、当選の告知をいたします。

◎発議第15号 特別委員会の設置について

○議長 日程第8、発議第15号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

本特別委員会の設置につきましては、川西町議会委員会条例第5条及び川西町議会運用例第7章第8項の規定により、今後の川西町各会計予算及び関係議案を審査するため、本職を除く議員で構成する特別委員会を設置しようとするものであります。

事務局長に議案を朗読させます。

緒形事務局長。

(事務局長議案朗読)

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中、本議場において予算特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 3時03分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時25分)

◎特別委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 予算特別委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中、予算特別委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

予算特別委員会委員長、寒河江 司君、同副委員長、神村建二君。

以上のとおりであります。

◎発議第16号 特別委員会の設置について

○議長 日程第9、発議第16号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者伊藤 進君。

伊藤 進君。

(7番 伊藤 進君 登壇)

○7番 それでは、私より、発議第16号 特別委員会の設置について趣旨説明をいたします。

旧庁舎の跡地の利活用は、住民要望が反映されたものとなるとともに、小松地区交流センターを核とした中心市街地の活性化に結びつく施設整備となるよう調査するため、特別委員会を設置するものであります。

委員会の名称は旧庁舎跡地利活用調査特別委員会とし、委員会の定数は議長を除く12人とするものであります。また、委員会の設置期間は、審査事件に係る調査が終了するまでの間とし、委員会の審査事件としては、小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査を行うものであります。

議員各位には特別委員会設置の趣旨をご理解賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。以上、提出者の趣旨説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案のとおり、旧庁舎跡地利活用調査特別委員会を設置することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、設置期限までの間、小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査を行うため、旧庁舎跡地利活用調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置く

こととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中、本議場において旧庁舎跡地利活用調査特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

再開時刻は口頭をもってお知らせいたします。

(午後 3時33分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時57分)

◎特別委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 特別委員会正副委員長の互選結果報告について、休憩中、旧庁舎跡地利活用調査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

旧庁舎跡地利活用調査特別委員会委員長、遠藤明子さん、同副委員長、渡部秀一君。
以上のとおりであります。

◎議第27号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長 日程第10、議第27号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第27号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、有坂税務会計課長から説明をさせます。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、命によりまして、議第27号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について、お手元の概要により説明をいたします。

まず、改正の趣旨でございます。

令和3年度の税制改正については、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の負担調整措置の据置き措置、軽自動車税における環境性能割の軽減措置の延長、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限の延長などとなっており、この税制改正に合わせて地方税法等が改正されたことに伴い、本町の次の関係条例を改正するものであります。

1つ目が、川西町税条例、2つ目、川西町税条例等の一部を改正する条例、3つ目、川西町固定資産評価審査委員会条例、4つ目、川西町都市計画税条例でございます。

交付年、そして条例番号は、括弧内に記載のとおりでございます。

2、主な改正内容であります。

まず、1つ目、川西町税条例の一部改正関係でございます。

まずは1つ目、固定資産税関係、固定資産税（土地）の負担調整措置について、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据置き。

2つ目、軽自動車税関係でございます。軽自動車税環境性能割について、新燃料基準の下で税率区分を見直し、臨時的軽減税率、1%分の軽減でございますが、こちらの適用期限を9か月延長。

3つ目、個人住民税関係、個人住民税の住宅ローン控除について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する適用期限を延長。

4つ目、納税環境関係、地方税共通納税システム、通称eLTAXといいますが、そちらの対象税目に固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割を追加いたします。

5つ目、その他法改正に伴う条文の整備、法律の改正によって条項や文言などが変更等されたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものであります。

2つ目、川西町税条例等の一部を改正する条例の一部改正関係。

法律の改正によって条項や文言などが変更等されたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものであります。

3つ目、川西町固定資産評価審査委員会条例の一部改正関係。

行政手続の簡素化に伴い、審査申出時の書類の押印を廃止するものであります。

4つ目、川西町都市計画税条例の一部改正関係。

法律の改正によって条項や文言などが変更等されたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものであります。

3、施行期日等。

この条令は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用、いわゆる遡及適用となります。

(2) その他それぞれ記載の日から施行し、それぞれの年度分から適用するという内容でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 以上で本日予定いたしました全日程を終了しましたが、先ほど旧庁舎跡地利活用調査特別委員会において、閉会中の所管事務調査について検討され、申出がありましたので、日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 4時06分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時07分)

◎発議第17号 閉会中の所管事務調査について

○議長 追加日程第4、発議第17号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は旧庁舎跡地利活用調査特別委員会において検討され、申出があったものであります。これを許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第17号 閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日の全日程を終了いたしました。

なお、川西町監査委員から、令和3年度監査執行計画書がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって、令和3年第4回川西町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 4時08分)